

# 防火対象物の消防用設備の状況の公表(高山市火災予防条例の改正について)

## 重大な消防法令違反が認められる建物を高山市のホームページで公表する制度

### 1. 公表制度の目的

重大な消防法令違反が認められる建物において火災が発生した場合、人命に多大な被害が出るおそれがあります。このような違反対象物に対して消防機関が命令を行った場合、高山市の広報・ホームページや建物自体に命令内容が公示されることとなりますが、命令の公示までいくつかの 절차를踏まなければならないため、その間、建物の危険性に関する情報が建物の利用者に提供されないこととなります。

高山市としては、これらの現状を踏まえ消防庁からの助言に基づき、重大な消防法令違反が認められる建物について、その建物を利用しようとする方々に建物の危険性に関する情報を公表し、利用者等の選択・判断を通じて防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、建物関係者による防火安全体制の確立を図ることを目的に火災予防条例及び規則の改正を実施しようとするものです。

### 2. 改正内容

#### 1. 公表の対象となる防火対象物

消防法で「特定防火対象物」と定めている、飲食店、物品販売店舗、ホテル、病院等、不特定多数の方が利用する建物を公表の対象とします。

1 項	イ	劇場、映画館等	5 項	イ	旅館、ホテル棟
	ロ	公会堂、集会場等		イ	病院、診療所等
2 項	イ	キャバレー等	6 項	ロ	特別養護老人ホーム等
	ロ	遊技場等		ハ	老人デイサービスセンター等
	ハ	性風俗特殊営業店舗等		ニ	幼稚園等
	ニ	カラオケボックス等		イ	特殊浴場
3 項	イ	料理店等	1 6 項	イ	特定複合用途対象物
	ロ	飲食店等		1 6 の 2	地下街
4 項		物品販売店等	1 6 の 3		準地下街

#### 2. 公表の対象となる違反

特定防火対象物において消防法で設置が義務付けられる屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備が一切設置されていない違反を公表対象とします。

屋内消火栓設備	火災が発生した場合に、建物の関係者などが初期消火のために使用する設備です。
スプリンクラー設備	火災が発生した場合に、火災の熱を感知して自動的に消火する設備です。
自動火災報知設備	火災が発生した場合に、火災の熱や煙を自動的に感知して建物の利用者等に火災を知らせる設備です。

#### 3. 公表の方法と公表する内容

##### ① 公表の方法

高山市のホームページへの掲載

##### ② 公表する内容

- ・違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- ・違反の内容（違反している消防設備の名称）
- ・その他消防長が必要と認める事項（公表日）

### 3. 公表の流れ

